



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 鴻 池 運 輸 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鴻 池 忠 彦
 (コード番号：9025 東証第一部)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 加 藤 敦
 総 務 本 部 本 部 長
 TEL. 03-3575-5753

「定款一部変更」及び「取締役の報酬等の額改定」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「取締役の報酬等の額改定の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 「定款一部変更の件」

1. 提案の理由

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 22 条に定める取締役会の招集権者及び議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ～ 第 21 条 (条文省略)	第 1 条 ～ 第 21 条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長が招集し、取締役会長が議長となる。</u> ② <u>取締役社長及び取締役会長</u> に事故があるとき、 <u>又は欠員のときは</u> 、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役にこれを代わる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役にこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>前項の取締役に</u> 事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役にこれを代わる。
第 23 条 ～ 第 43 条 (条文省略)	第 23 条 ～ 第 43 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

Ⅱ. 「取締役の報酬等の額改定の件」の内容及び理由

当社の取締役の報酬等の額は、平成 23 年 6 月 24 日開催の第 71 回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与を除き「年額 8 億円以内（うち社外取締役分年額 10 百万円以内）」とご決議いただき現在に至っております。

このたび、コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、社外取締役を 1 名増員することに伴い、上記取締役の報酬等の額を「年額 8 億円以内（うち社外取締役分年額 30 百万円以内）」に改めさせていただきますと存じます。また、この取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は 7 名（うち社外取締役 1 名）ですが、第 77 回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は 7 名（うち社外取締役 2 名）となります。

以 上